

権利を消滅させる旨の同意書

令和 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

東大阪税務署長

生産緑地法第 10 条に規定する生産緑地の買取りの申出がされるにあたって、同法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による買い取る旨の通知書の発送及び権利設定に係る税金の完納を条件として下記の生産緑地に存する権利を消滅させることについて同意します。

記

生産緑地の所在・地番	地 目	面 積	備 考
東大阪市		m ²	